

## 株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社グラベルに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社グラベルに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2024年9月30日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社グラベルに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社グラベル（「グラベル」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業

主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

---

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

---

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、グラベルの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、グラベルがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

---

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

---

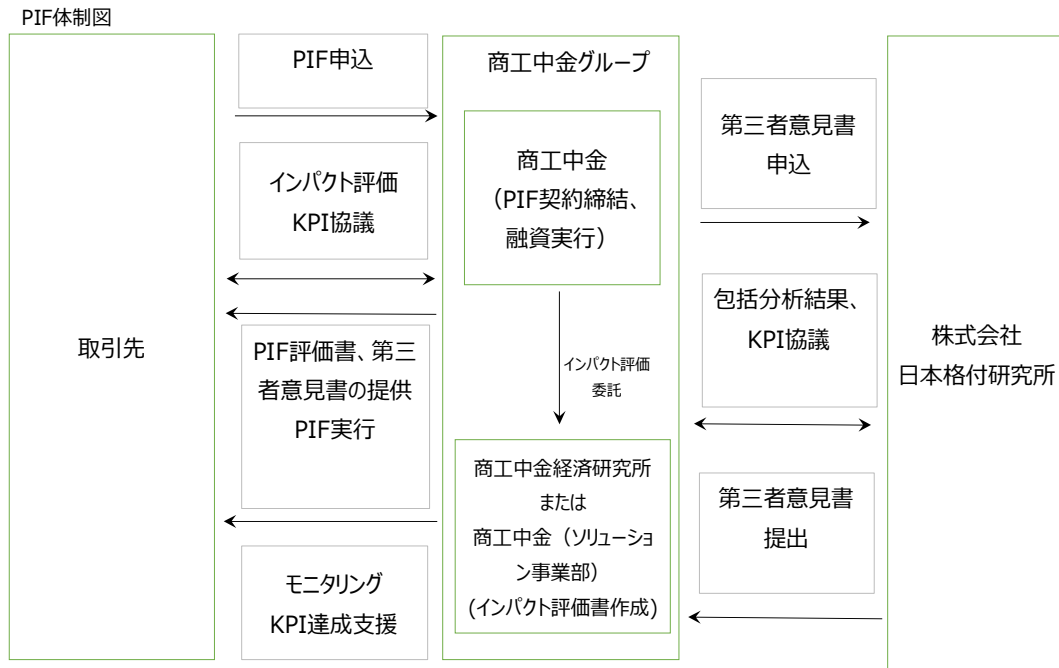
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

---

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



---

### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるグラベルから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

---

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

---

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

望月 幸美

望月 幸美

担当アナリスト

日野 響

日野 響



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル



# ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年9月30日

株式会社商工中金経済研究所

---

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社グラベル（以下、グラベル）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、グラベルの活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業<sup>※1</sup>に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

## 目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
  - 2.1 基本情報
  - 2.2 業界動向
  - 2.3 企業理念、経営方針等
  - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

## 1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社グラベル
借入金額	115,000,000 円
資金使途	設備資金
借入期間	5 年
モニタリング実施時期	毎年 7 月

## 2. 企業概要・事業活動

### 2.1 基本情報

本社所在地	北海道札幌市北区北七条西 2-6-37
創業・設立	1994 年 11 月 25 日
資本金	10,000,000 円
従業員数	7 名（グループ合計 43 名）（2024 年 6 月現在）
事業内容	砂・砂利・玉石採取業
主要取引先	【主な販売先】 ユニ建材有限会社（北海道夕張郡 砕石・砂利製造販売業） ナトリ株式会社（北海道小樽市 砕石・砂利採取業） 共立道路株式会社（北海道夕張郡 道路舗装工事業） 株式会社キタノ開発（北海道北広島市 建材卸売業）

## ■当社グループについて

グラベルは、北海道の道央にある空知地区で道内トップクラスの砂・砂利（陸砂利）の生産・販売実績を誇るグラベル及びユニ建材有限会社（以下ユニ建材）を中心とする企業グループ（以下「当社グループ」）の一社である。本評価書ではグラベルを中心に当社グループを一体の事業体として評価を行っている。

- 当社グループの概要は図表 1 のとおりである。

（図表 1）当社グループの概要

企業名	所在	事業内容	社員数
ユニ建材有限会社	北海道夕張郡由仁町	砂利採取・プラント処理・重機作業	28 名
株式会社グラベル	北海道札幌市北区	砂利採取・重機作業	7 名
株式会社リソース	北海道夕張郡由仁町	砂利採取	4 名
有限会社マオイ資源	北海道夕張郡長沼町	砂利採取	0 名
マテリアルサービス有限会社	北海道夕張郡由仁町	砂利採取	4 名

\*なお、株式会社ニッチツ（東京都港区：東証 STD 上場）はユニ建材の株式を 14%保有しているものの、現時点では事業には直接関与していないため、本評価においては当社グループには含めていない。

- 当社グループの沿革は以下のとおりである。

1994 年 11 月	鵜川和彦氏が砂利採取販売を目的にグラベルを設立
1997 年 7 月	鵜川和彦氏とグラベルが株式会社リソース（砂利採取販売業）を設立
2001 年 3 月	グラベルの子会社としてマテリアルサービス有限会社（砂利採取販売業）を設立
2002 年 5 月	グラベルが、株式会社ニッチツ（東証 STD 上場）の子会社として当地域で建材卸売業を営んでいたユニ建材の実施した増資に応じ、同社を子会社化 (同社の代表取締役役に鵜川和彦氏が就任)
2002 年 10 月	現代取 戸澤幸子氏がグラベル代取就任
2004 年 8 月	鵜川和彦氏が有限会社マオイ資源（砂利採取販売業）を設立。同社にてマオイプラントの土地および設備をマオイ開発より取得
2023 年 10 月	砂利プラント敷地内にグループ新本社等を建設

## ■当社グループの事業の概要

- 当社グループは夕張川下流の夕張郡由仁町にて、農地（耕作地）から砂利採取場を造成・開発し、主に道路、建物建設用コンクリートの骨材に使用される砂・砂利（陸砂利）を採取し、販売を行っている。
- 当社グループの砂利採取場は、地域の農地に対して、土地所有者（農家）から有償で砂利の採取権を取得し、採取を行う。当該農地については、地元農業委員会より「農地法上の一時転用許可（原則 1 年間）」を、同時に砂利採取法に基づく北海道知事（総合振興局）からの当該事業地での「砂利採取計画認可」を受け、砂利採取場の造成・開発を行い、砂・砂利（原石）の採取を行っている。砂利採取場にて原石を採取した後はダンプカー等でユニ建材が保有・運営する砂利プラント（恒久施設）

へ搬送する。

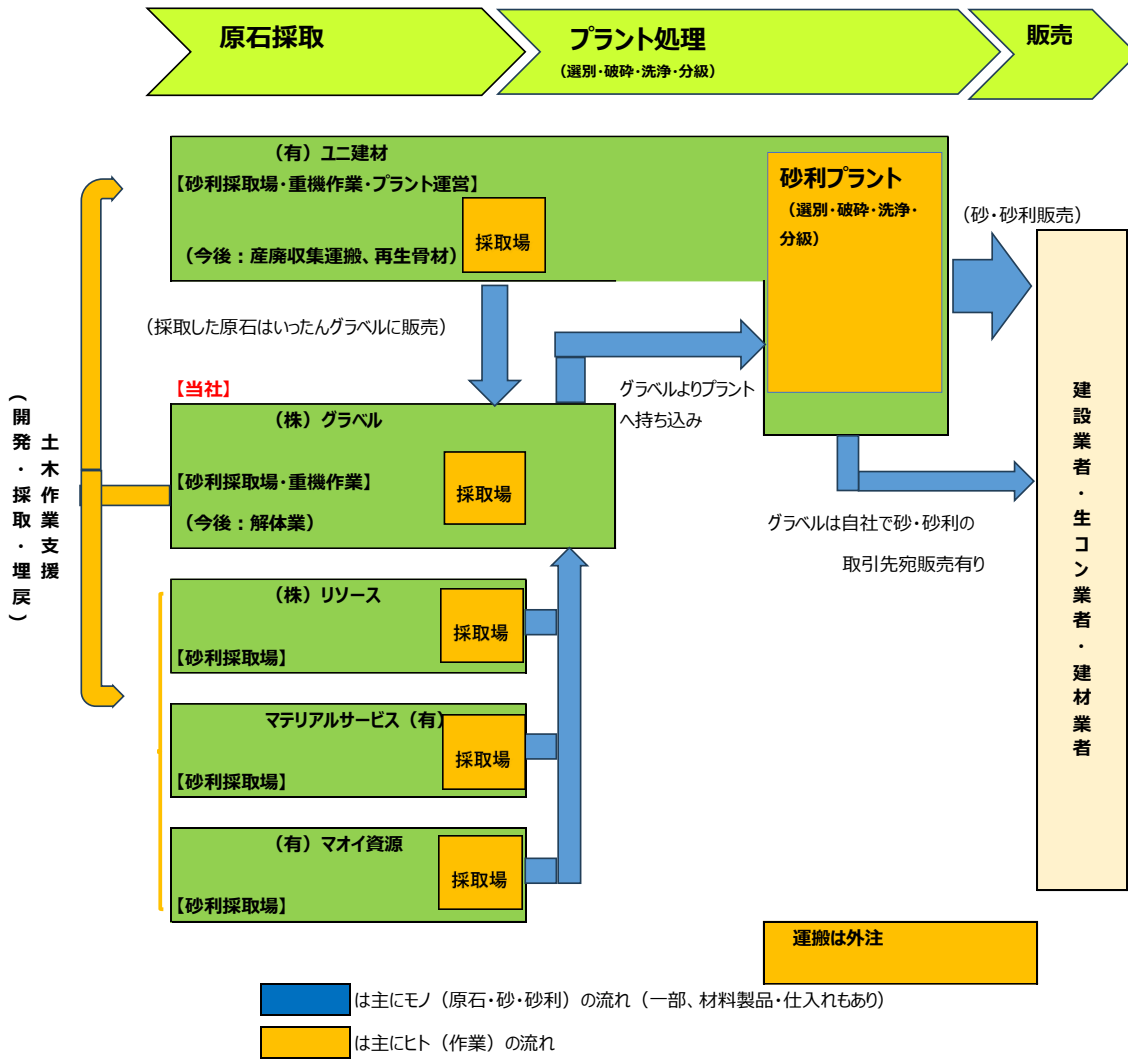
同プラントにて原石の選別・破碎・洗浄・分級を行い、道路の路床、路盤・建設工事等に必要なコンクリート用の骨材となる「砂・砂利」とし、その販売を行っている。

- 砂利採取場の事業期間は原則 1 年間で、期間終了後は、グラベルにて当該採取場を自然土により「埋め戻し」を行い、農地へ復元する。同地は再び従前と同様の農地として、由仁町の主要な農作物である米・麦の耕作地となるなど、自然環境や地域社会との共生を図りながら事業を進めている。対象地の事業期間終了後は、採取事業の終了（廃止）を北海道知事（総合振興局）へ届出の上、同局の終了検査を受け、当該採取地での採取事業を終了する。

当社グループは、地元由仁町にて、上記の事業を繰り返しながら、地元北海道での「インフラ施設」である建物や道路建設に必要な、質の高い天然骨材となる砂・砂利の供給を行っている。

- 当社グループの主要な事業拠点である夕張郡由仁町は北海道道央の主要部である札幌市内、千歳市内等からおおむね 40 K m 程度の距離に所在し、最終需要地にも比較的近い場所にあることから、輸送コスト等の面でも、上記地域の建設現場における当社製品のニーズは高い。
- 当社グループは、主に砂利のプラントを保有するユニ建材、作業用重機を保有し、土木作業・原石採取作業を行うグラベル他、株式会社リソース（以下リソース）、有限会社マオイ資源、（以下マオイ資源）マテリアルサービス有限会社（以下マテリアルサービス）の 5 社で企業グループを形成している。各社にて上記の手続きを行い、砂・砂利等の採取場を開発、同地にて原石を採取した後、ユニ建材の保有する砂利プラントへ移送する。そこでプラント処理（選別、破碎、洗浄、分級）を行い、製品としての砂・砂利の販売に至る業務をグループ一体となって行っている事業者である。グラベルは当社グループ内で、採掘場の造成や原石の採取、及び埋め戻しによる農地の復元作業を主業としている。特に埋め戻しによる農地の復元については、土地所有者である農家の要望を踏まえた農地の復興を行っており、その調整、作業はグラベルが専門的に担当している。（当社グループの事業の流れは次頁 図表 2 参照）
- 当社グループでは業務を担う従業員について、地元の中高年齢者の採用に積極的に取り組んでいる。

(図表 2) 当社グループの事業の流れ



(当社からのヒヤリングにより (株) 商工中金経済研究所にて作成)

(写真1) 砂利プラント全景～当該プラントはユニ建材が保有・運営 周辺は洗浄水の循環・貯水池



(写真2) 砂利採取場

(写真3) 採取場での砂利採取法に基づく掲示



(写真はグラベルより提供)

■業務フロー等（砂・砂利採取事業の全体の流れ）

●業務フロー（採取場開発～採取場終了までの一連の流れ）の概略は以下のとおりである。

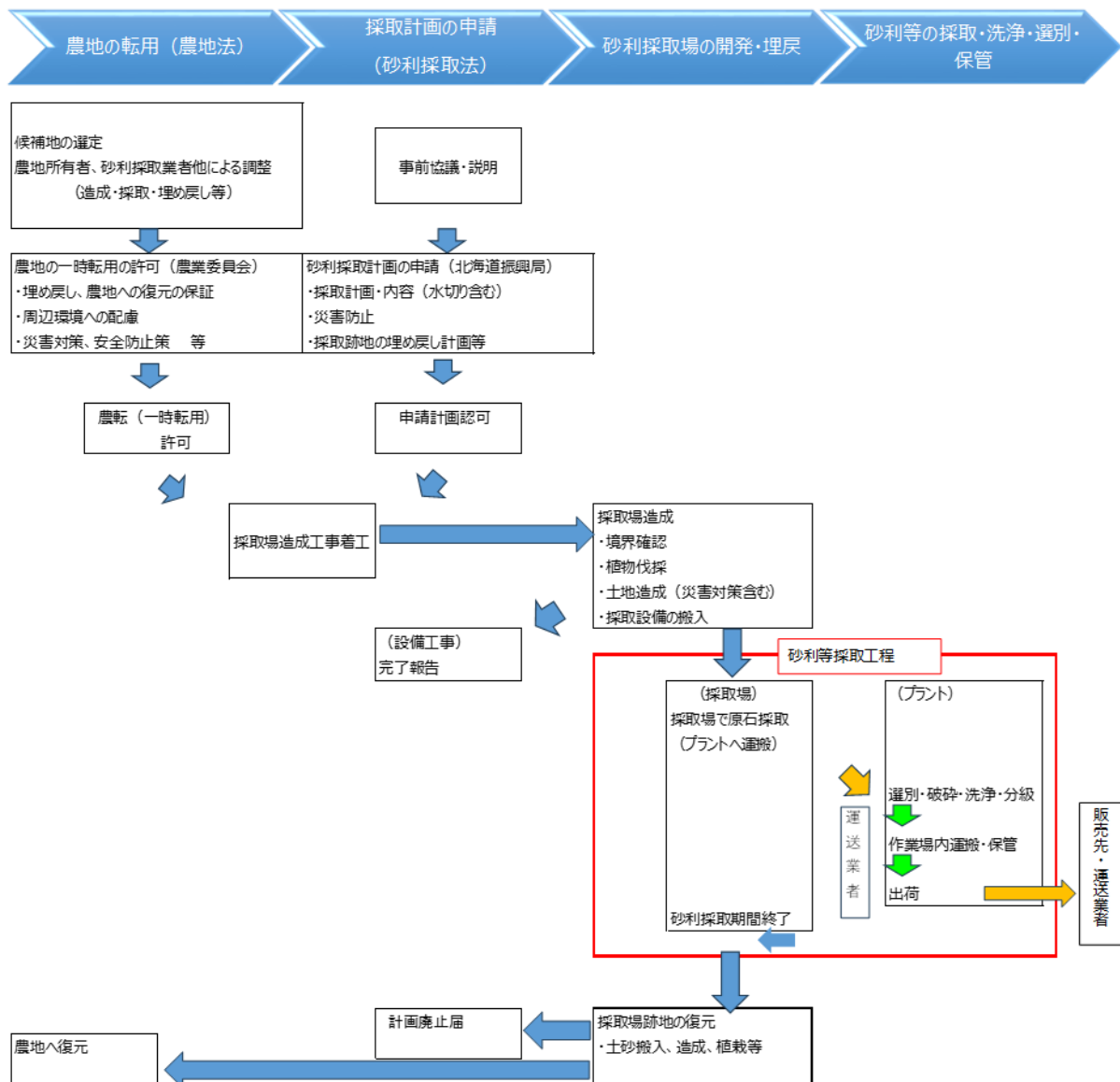
1. 砂利採取実施迄、及び採取完了迄の手続きの流れ

【地権者と調整のうえ、原石採取場の候補地選定】→【「一時農転」許可の取得（災害防止の順守・農地復興計画の策定）】及び【砂利採取計画の申請・認可取得】→【採取地の開発・造成】→【原石採取事業（下記2. 参照）】→【採取事業終了（埋戻しの上、農地へ復元。北海道（総合振興局）へ採取事業完了届を提出）】  
(次頁図表3 参照)

2. 原石の採取業務（砂利等採取工程）の流れ

【各採取場で重機を利用して原石採取】→【採石場にてダンプ等輸送用車両へ積込】→【ダンプを利用しプラントへの搬送（外注）】→【プラントにて選別・破碎・洗浄・分級】→【プラント事業地内で保管】→【建設会社・建材業者等へ販売（プラント渡し）】  
(次頁図表3 参照 赤枠内)

(図表 3) 当社グループの砂利採取業の事業の流れ



(当社からのヒヤリングにより（株）商工中金経済研究所にて作成)



【農地からの採取場造成→砂利採取→埋め戻し（農地の復元）の現場の流れ】（写真4～7）

（写真4）造成前の農地



（写真5）造成の開始



（写真6）埋め戻し完了～農地へ復元し、耕作を再開



（写真7）現在の状況・耕作再開



（写真はグラベルより提供）

## ■ 事業設備等

### ● 作業用重機

採取場の造成・開発、原石採取、プラント内での製品の積込、及び事業終了後の埋め戻しにはパワーショベル、ブルドーザ、ホイールローダー、クローラキャリア（不整地運搬車）等多数の重機（車輛系建設機械）を使用している。それらの操作は「人」の操作により行っているが、当社では作業の安全性や省エネ効果等勘案し、随時新型のIC重機（作業員や別の重機が接近したことをICで検知し、アラームを発する等危険回避行動を促す装置を備えた重機）への入替を実施している。また、重機の稼働状況は本社にてリアルタイムで把握、モニタリングを実施し、異常の発生や、生産効率改善及びエネルギー消費等（燃費やCO2排出量、および総稼働時間）の削減に向けた管理を可能にした体制を備えている。グループ合計で46台の重機を保有しており、うち22台をグラベルが保有している。当社グループでの重機の保有状況は（図表4）記載のとおりである。

（図表4）当社グループの重機保有台数

	グループ保有台数	うちグラベル保有
パワーショベル	28	13
ホイールローダー	8	5
ブルドーザ	7	2
ガラパゴス（自走式破碎機）	2	1
クローラキャリア（不整地運搬車）	1	1
合計	46	22

(写真 8) パワーショベル



(写真 9) ホイールローダー



(写真 10) ブルドーザ



(資料、写真ともグラベルより提供)

### ●プラント設備

当社グループの事業における主要な設備のもう1つは採取場で採取した原石を選別・破碎・洗浄・分級するプラントである（ユニ建材が保有運営）。「トロンメル選別機」「破碎機（クラッシャー）」「ロックウオッシュ（洗浄機）」及び「分級装置（ハイメッシュセパレーター）」等を組み合わせ、各装置をコンベア等でつなぎ合わせることで、自動的に各工程に「原石・砂、砂利」を移送させる。人による作業は基本的にプラントの投入口に原石を入れるのみであり、投入後はプラントの設定により自動的に製品別（砂・砂利のサイズ等）に分別される工程となっている。

(写真 11、12 はユニ建材の運営する砂利プラント設備)

(写真 11) ベルトコンベアによる移送



(写真 12) 分級された製品



(写真はグラベルより提供)

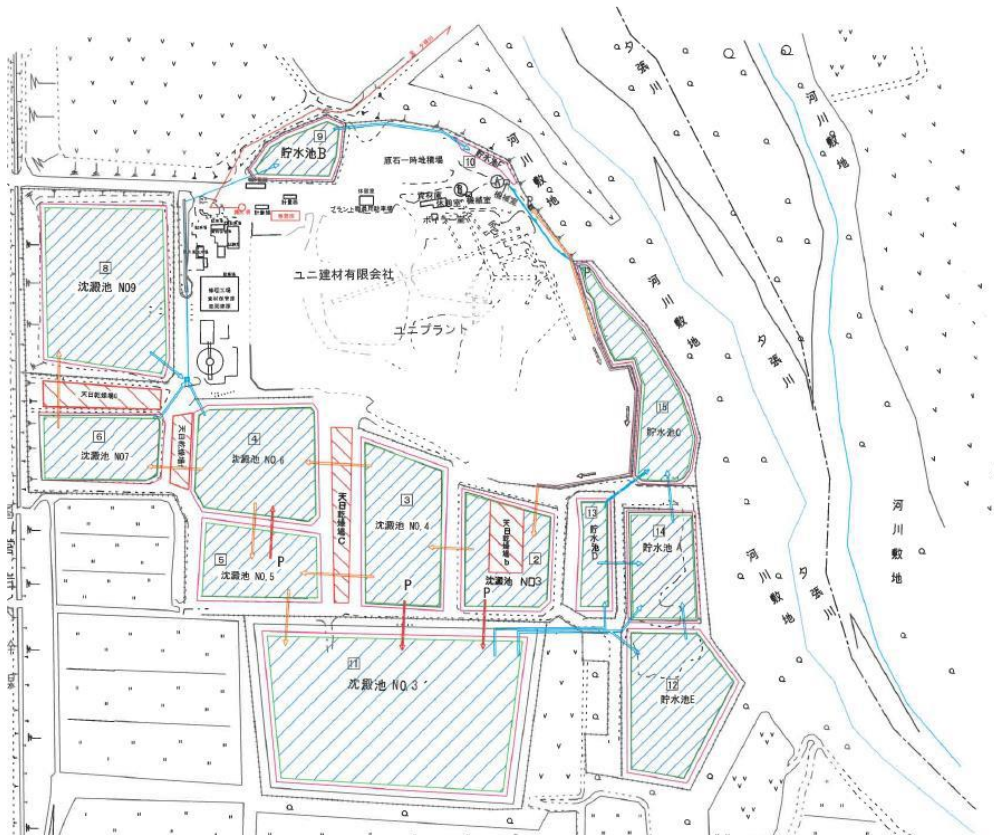
### ●製品の運搬

採取場からプラントへの横持ち輸送や製品出荷後の当社プラントから需要地までの輸送は主にダンプカーによる輸送となるが、当社では横持ち運搬については基本的に外注先に委託している。製品の販売にあたっては、原則「プラント渡し」として購入者負担での運搬対応としている。

### ●製造工程での水（洗浄水）の使用

当社グループは、広大なプラント事業用地（269,079 m<sup>2</sup> うち貯水池・沈殿池 122,419 m<sup>2</sup>）を所有している特性を活かし、砂利洗浄に使用する水は「雨水・農業排水」を利用している。製造工程での洗浄に使用した水に含まれる土・泥等の不純物は沈殿剤等の化学薬品を使用した沈殿を行うのではなく、プラント周辺に配置した多数の貯水池・沈殿池にて、排水を循環させることにより、汚泥等を自然に沈殿・浄水したうえで、再度製造工程（洗浄）に再使用するなど、環境に配慮した工程を設計している。（次頁 図表 5 参照）

(図表 5) 当社の事業用水の循環設備



(図面はグラベルより提供)

## ■ 今後の事業方針

### ● 既存の事業

当社の事業所の近辺では、現在、数多くのインフラ設備投資（北海道新幹線延伸、道央自動車道（千歳恵庭―十勝清水間等）の4車線化、国内大手半導体メーカーであるラピダス株式会社千歳工場進出等）が進行しており、当社では現在、それらの需要に対し安定的で品質の高いコンクリート骨材（砂・砂利）を供給すべく現事業の生産体制の強化に取り組んでいる。

### ● 当社グループでは以下2点に関して新規事業への取り組みを検討している。

#### （1）再生骨材事業への取り組み（ユニ建材）

国の建設リサイクル法等を踏まえ、農地・建物・道路等の改造・補修・解体工から発生する「コンクリートがら」を活用し、コンクリート用の再生骨材とするリサイクル事業にも取り組んでいる。材料となる「コンクリートがら」は当社の取引先である農家（及び土地改良事業）や建設現場、解体現場から取得し、当社の既存のプラント設備とは別の自走式破砕機「ガラパゴス」（写真 13）を既に導入済みである。この破砕機にて破砕・分級を行い、2023年度には70tの生産実績を残している。また、産業廃棄物収集運搬業の許可も既に取得している。現時点では再生骨材は、品質等の面で天然骨材（砂利・砕石等）には及ばないが、環境への負担や今後の技術革新等の社会環境の変化への対応として新規で取り組んでいる。

## (2) 解体事業への取り組み（グラベル）

上記（1）の他、当社の持つ顧客基盤や重機操作能力を活用して、地元等での「空き家問題」に取り組むべく、建物の解体工事業の許可を取得し、解体業への参入も検討している。解体業にて発生する「コンクリートがら」は上記（1）の再生骨材用の材料とする予定である。

(写真 13) 自走式破碎機「ガラパゴス」 \*この重機を利用して、「コンクリートがら」の破碎を行っている。



(画像はグラベルより提供)

### ■ 事業拠点及び砂利採取現場等

拠点名	住所	特徴（期間は認可期間）
本社	北海道札幌市北区北七条西 2 -6-37	
支店	北海道夕張郡由仁町川端 279	砂利プラントに隣接
当社砂利プラント	北海道夕張郡由仁町川端 2022 他	面積 20,790 m <sup>2</sup> (2024 年 4 月～2027 年 3 月)
ユニ建材砂利採取場	北海道夕張郡由仁町東三川 2361 他	面積 20,892 m <sup>2</sup> (2024 年 5 月～2025 年 4 月)
ユニ建材砂利採取場	北海道夕張郡由仁町東三川 2676 他	採取終了 (2024 年 4 月廃止届出済)
マテリアルサービス砂利採取場	北海道夕張郡由仁町川端 2051	面積 15,281 m <sup>2</sup> (2023 年 10 月～2024 年 9 月)
マオイ資源砂利採取場	北海道夕張郡東三川 1113 他	面積 29,800 m <sup>2</sup> (2024 年 2 月～2025 年 2 月)
リソース砂利採取場	北海道夕張郡由仁町東三川 2676 他	採取終了 (2024 年 4 月廃止届出済)

(写真 14) プラント全景



(写真 15) 各採取場



(写真 16) 各採取場



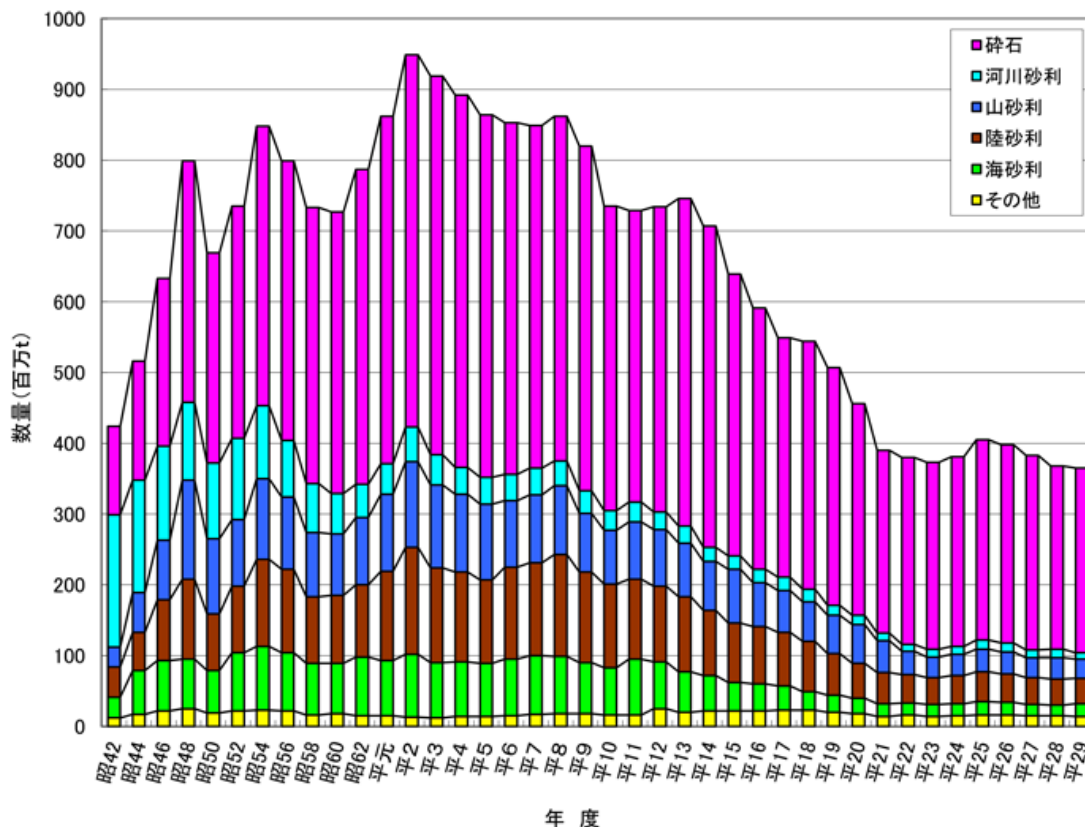
(画像はグラベルより提供)

## 2.2 業界動向

### ■ 砂・砂利の骨材としての利用状況

- 当社グループの採取、生産する砂・砂利は、主にコンクリートの骨材として使用されるものである。最終製品であるコンクリートの容積の中で、骨材は7～8割を占めている。骨材は大別して、自然環境や砕砂・砕石から採取される天然骨材と、コンクリートがら等のリサイクルから採取される再生骨材種類に分けられる。それらの骨材は性質やクオリティによって、最終製品であるコンクリートの強度や耐久性に大きな影響を及ぼす。
- 天然素材である砂・砂利は河川での採取の禁止・抑制による規制、採掘可能場所の減少等により、その割合は1970年代の約65%から、現在は35%程度まで低下しており、コンクリート用骨材は「砕砂・砕石」に依存していく傾向にある。また環境負荷の抑制と資源の有効活用の観点から、産業副産物からの骨材（再生骨材）として、高炉スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、コンクリート塊からの再生骨材、都市ごみからの溶融スラグ骨材などが、JISとして規格化され、使用量は少量であるが、増加傾向にはある。（コンクリートがらのリサイクルについては建設リサイクル法により、そのリサイクルが義務付けられている。）再生骨材についてはコンクリートに対する物理的・化学的な影響等の点において課題は残るものの、骨材資源の温存のためにもその有効活用が求められており、工事現場近郊で発生する場合の使用の推奨や大手セメントメーカーにより製品開発が進められている。

（図表5） 骨材毎の供給構造推移



（（一社）日本砕石協会 資料から引用）

### ■ 建設需要動向（生コンの使用量）について

- 当社製品（砂利・砂）は前述のとおり、主に道路・建設工事に使用されるコンクリートの骨材として利用されているため、当社製品の需要動向はコンクリートの需要に大きく影響を受けることになる。全国生コンクリート協同組合連合会の調査資料によれば、生コンクリートの 2023 年度の需要は 70,182 千立方メートルでは、前年対比で 94.3%、2013 年度対比で 70.9%と大きく減少している。2024 年度は、全体の 7 割を占める民需で▲2.2%、公共工事などの官公需では▲6.1%の需要低下を予想しており、全体としては、2023 年度より▲3.5%少ない 69,500 千立方メートルと見込むなど、全国ベースでの生コンの需要は引き続き厳しいことが見込まれている。

一方、コンクリート用の骨材としての砂利・砂については、その重量からくる輸送コスト等の問題から地域性に大きく影響を受ける側面も強いいため、地域の事情についても検討する。

### ■ 北海道地区の需要動向について

- 北海道での建設投資額は 1996 年の 4.9 兆円をピークに減少傾向が続き、2018 年度では 1.3 兆円迄落ち込んでいるものの、2023 年度の公共工事予算は前年度横ばいであったことから見て、ここ数年は、現状程度の推移が見込まれるものと思われる。その中で、道央地区に所在する当社グループの事業所は北海道の主要部（札幌市内、千歳市内等）にも比較的近い場所に立地し、当地区では「北海道新幹線札幌延事業」「道東自動車道の 4 車線化」「ラピダス株式会社の千歳工場新設」等の大型プロジェクトも進行しており、当面はそれらを支えるインフラ素材である質の高いコンクリート用骨材の安定供給が求められている状態にある。

## 2.3 企業理念、経営方針等

### 【企業理念】（グループ共通）

経営理念
<p>～環境に優しい会社、地元貢献する会社～</p> <p>当社が行っている砂利採取業で、国が推進する国土強靱化事業に対して、事業が中断しないように継続的に安定的にビジネスを行い地域に社会に貢献したい。</p>
経営ビジョン（経営陣の思い）
<p>砂利採取業は地域性のある事業である。原石確保等で地元の皆様にお世話になり、支えてもらいながら商いをさせてもらっており、利益をできるだけ地元還元したいと考えている。</p> <p>当社の強みとして、由仁町は埋蔵されている砂利資源が豊富にある。その優位性を当社の発展に発揮したい。</p> <p>弱みとしては従業員の高齢化であるが、人材の弱体化を機械化で補いたいと考えている。</p> <p>砂利採取業の業界として、本当にこの業を担える人材が不足している事が課題ではあるが、道東道の4車線化、千歳ラピダス、農業基盤整備事業など、販売環境は良くなる傾向にあると思料される。</p> <p>敷地面積 269,079 m<sup>2</sup>、生産能力 400,000m<sup>3</sup>（グループ合計）の砂利生産工場は北海道内になく、安定供給で差別化を図りたい。</p>

### 【行動指針】（グループ共通）

当社は事業運営にあたっての従業員の行動指針として、下記「五省」を制定している。

五省
<ul style="list-style-type: none"> <li>一.誠実であったか</li> <li>一.恥ずべき行動をしなかったか</li> <li>一.気力は充実していたか</li> <li>一.可能な限り努力したか</li> <li>一.不精をしなかったか</li> </ul>



## 2.4 事業活動

当社グループでは、砂利採取事業の運営にあたり、以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

### 【自然環境面】

#### ■ 農地の有効活用（自然環境との共生）の取り組み

- 前述のとおり、コンクリート用骨材としての天然砂・砂利は、その品質（形状・含まれる成分）から砕石や再生骨材と異なる性質を持っており、素材としての優位性も一部認められるが、その一種である河砂利の採取については、北海道内でも「生物の生息・生育環境等に応じ、河川管理や河川環境への影響が生じないよう十分留意する必要がある（国土交通省北海道開発局資料より引用）」とされている等採取には一定の制約が伴うものがある。

当社の取り扱う「砂・砂利（陸砂利）」の採取は、農地を一時転用し、採取後、再び農地へ復元している。埋め戻す土も地元の他の採取場からの移動や、環境保全に配慮したうえで山林から移設するなど、自然土を使用しており、自然環境に配慮した事業を行っている。

#### ■ 雨水を利用した自然循環による事業用水の確保

- 砂利プラントで使用する水（洗浄水）は、当社では雨水・農業排水を使用している。また、使用後は、その水を事業所内の沈殿池、貯水池を循環させることにより浄水し、再び洗浄水として使用している。製造排水を広大な沈殿池、貯水池を循環させて自然に汚泥を沈殿させることにより、沈殿薬等の化学物質を使用することなく排水を浄水し、プラントでの洗浄工程にて排水を再利用するシステムを構築している。また、沈殿薬等の化学物質を使用しないことにより、沈殿池・貯水池に堆積した汚泥も自然土としての活用が可能になる効果も生んでいる。

#### ■ 省エネ・CO2 削減の推進

##### ● 省エネ重機の活用

当社グループにて保有する重機は省エネタイプのクリーンエンジン採用の重機を積極的に採用している。またそれらの稼働状況を本社の専用の管理システムで一括管理を行い、稼働状況を管理することにより、エネルギー効率の向上・排出するCO2の削減に取り組んでいる。

なお、導入している重機は特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律（オフロード法）による規制を受けたNOx・PM排出規制を受けた車両であり、NOx・PMの排出削減にも寄与している。

##### ● 消費電力の削減

当社グループの事業では砂利プラントにおいても多量の電力（年間 1,825 千 kWh）を使用している。当該プラント内の設備機械は日本産業機械工業会が判定するA分類基準の設備機械に転換済みであり、生産効率やエネルギー効率の向上、CO2 排出ガスの削減に努めているが、継続的な削減も中長期的には当社の課題となる。当社グループでは、太陽光発電や貯水池・沈殿池の水量を利用したマイクロ水力発電など再生エネルギーの活用やコージェネレーションシステムなどにより、更なる省電力化、再生可能エネルギーに

よる供給についても検討を継続していく予定である。

## 【社会面】

### ■ 地域でのインフラ（道路・建物）整備への取り組み

- 前述のとおり、当社グループでは由仁町を中心とする地元の農地を一時転用し、砂・砂利等の原石の採取場を開発し、当社内で選別・破碎・洗浄・分級の上、砂・砂利等を製品化して出荷している。当社グループの製品は地元北海道のインフラ（道路・建物）の建設に大きく寄与している。

### ■ 従業員の安全確保に対する取り組み

#### ● 中高年齢者の雇用の積極的採用

当社グループでは、中高年齢層の採用も積極的に進めていることから、高年齢の社員が多いことも踏まえ、作業環境において「労働安全衛生」「労災防止発生」には強い関心を持って取り組んでいる。機械化及びそれら機械の集中管理による労働安全衛生体制の整備の他、経営陣による日々の管理及び労働安全懇親会として、地元警察や消防による「労働・交通安全大会」を年に1回実施（2020年以降は新型コロナウイルス感染症影響下で休止中）するなど、事業規模に応じた労働安全管理を行っており、結果として令和3年3月以降は、当社グループで労災事故（業務災害）は発生していない。

#### ● 安全対策としての設備投資 ①プラントの自動化

当社グループの砂利の選別・破碎・洗浄・分級工程は、前述のとおり重機による原石の投入口への投入以降はほぼ自動化している。ただし、段取り替えやチョコ停対応、メンテナンスのため、上記プラント内に人による作業が介在することになる。その場合には、監視室の指令により全プラントをいったん停止し、修繕・復旧作業を行うことを徹底するなど、不安全状態により発生する労働災害の発生防止に対して取り組んでいる。

#### ● 安全対策としての設備投資 ②IC重機の活用

当社グループでは使用する土木用重機についてIC機能のついた高精度重機を積極的に取り入れ、高齢者や非熟練労働者の技能を補助し、安全な操業ができるような取り組みをしている。またICタグの取り付け等により重機稼働域周辺での事故発生防止にも取り組んでいる。

### ■ 従業員の待遇改善の取り組み

- 当社グループは従業員の子育て支援のため、政府の施策とは別に、2024年4月より、対象者に対し、独自の子ども手当（月15千円）の支給をするなど、地域水準を上回る賃金を支給できる方針をとっている。
- プラント作業場には労働者が床することのできる休憩所を設置し、従業員の作業環境改善にも配慮している。（写真14） プラント内にある休憩所（画像はグラベルより提供）



- 地域の人口状況等でも高齢化が進んでいる現状を勘案し、前述の機械化・安全衛生体制を整備し、高齢者でも働きやすい環境を整えたうえで、高齢者雇用も積極的に実施している。当社従業員7名のうち3名が定年再雇用者であり、高齢者の有効活用に貢献している。

### ■従業員の育成に関する取り組み

- 当社グループの事業である砂・砂利採取業は、法令及び労働安全衛生の観点から作業実施にあたり、資格の取得（あるいは講習の受講）等が必要になるが、当社はそのような資格取得（講習受講）については、その取得（受講）費用を全額会社負担することにより、従業員の育成を支援している。なお、現時点での当社グループの事業にかかる主な資格等の取得状況は以下のとおりである。

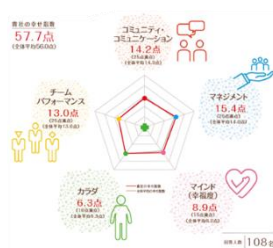
(図表6) 当社グループの事業に必要な主な資格及び取得状況

	資格等	グループ計の取得者数	うち「グラベル」社員
1	砂利採取業務主任者	18名	4名
2	車両系建設機械運転技能者（講習）	29名	6名
3	移動式クレーン運転の業務（講習）	3名	2名
4	小型移動式クレーン免許	17名	1名
5	玉掛け技能講習（講習）	19名	4名

(当社からのヒヤリングにより(株)商工中金経済研究所にて作成)

### ■社員との新たな対話の開始

- 企業の目的の達成、課題の解決を図ることにより会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、当社グループでは、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ(※)」に取り組む予定としている。



#### ※幸せデザインサーベイ

幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100点満点）。

### ■新しい事業への取り組み

- 前述のとおり、当社グループにおいて、ユニ建材において解体により排出されるコンクリートがらを利用した再生骨材の製造の取り組みを開始し、グラベルにおいて、その材料となるコンクリートがらの確保を図る目的で解体業への参入を検討している（解体業の建設業許可は取得済み）。当社の業容からは現時点では、既存事業の拡大に注力を優先しており、取扱高はまだ少ないが、今後は社会問題への対応、技術革新等を踏ま

えた事業の多角化の一環として、自然環境への配慮を行いながら、新しい事業への取り組みを行っていく。

## 【社会経済面】

### ■ 地域社会への貢献

#### ● 地元の中高齢層の雇用

当社グループでは人口流出・高齢化が課題である地元において、安定的に事業を営み、高齢者雇用をはじめ地域の雇用環境維持に貢献をしている。前述の設備投資や労働安全衛生に配慮した体制を整えたうえで、定年時再雇用や地元の高齢者を新規採用等高齢者の有効活用に配慮した雇用方針をとっている。

#### ● 地域医療、高齢者施設への寄付等

グラベルでは、地域の医療、高齢者介護への支援として、2023 年に地元の町立診療所に、電動ベッドを 19 床、老人保健施設宛に電動ベッド 10 床、及び訪問介護用車両 2 台の寄付を行うなどの地域への寄付活動等社会貢献事業を多数実施している。

(写真 15) 行政からの感謝状



(写真はグラベルより提供)

#### ● 災害時の復旧作業等に関する地域へとの取り組み

当社グループでは、上記の他、地元行政に対する貢献事業も実施している。2019 年に地元由仁町と「道路等災害時における応急活動及び復旧作業等の協力に関する協定」を締結し、同町が定める「由仁町地域防災計画」及び「由仁町水防計画」に基づく、地域での災害発生時におけるライフラインの確保を支援する体制をとっている。

なお、災害時においてもインフラ設備の材料となる当社製品（砂・砂利）供給の事業継続に対応するため、グラベルにて 2024 年 6 月 15 日に事業継続計画を策定し、災害発生時の連絡体制、製品の供給体制について影響を最小限におさえる体制を整備している。

### 3.包括的インパクト分析

#### UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示）

#### 【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	石、砂及び粘土採取業
ポジティブ・インパクト	雇用、賃金、インフラ
ネガティブ・インパクト	紛争、現代奴隷、児童労働、自然災害、健康および安全性、水、文化と伝統、賃金、社会的保護、ジェンダー平等、民族・人種平等、法の支配、零細・中小企業の繁栄、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取り組み内容
教育	➤ 従業員の育成に関する取り組み（資格取得支援制度）
雇用	➤ 地域雇用への貢献（中高年齢層の地域での雇用の確保） ➤ 従業員の待遇改善の取り組み（高齢者雇用にも配慮した労働安全衛生体制・定年時再雇用制度）
インフラ	➤ 農地の有効活用 ➤ 地域でのインフラ（道路・建物）整備への取り組み

■ネガティブ・インパクト

インパクト	取り組み内容
自然災害	➤ 地域の行政への貢献（地元行政との災害復旧協定の締結、及びBCPプランの策定）
健康および安全性	➤ 従業員の安全確保に対する取り組み（安全管理体制拡充） ➤ 社員との新たな対話（幸セデザインサーベイの開始）
社会的保護	➤ 従業員の育成に関する取り組み（資格取得支援制度） ➤ 従業員の待遇改善への取り組み（独自の子ども手当の支給）
年齢差別	➤ 従業員の待遇改善への取り組み（高齢者雇用） ➤ 地元の中高年齢層の雇用
気候の安定性	➤ 省エネ・CO2削減の推進（省エネ重機の活用や消費電力の削減によるCO2排出量や使用エネルギーの削減等環境負荷の低減）
水域	➤ 雨水を利用した自然循環による事業用水の確保
大気	➤ 省エネ重機の活用（購入する重機はいわゆる「オフロー（2014年改正）」によるNOx・PM規制にも対応済の重機である）
土壌、生物種、生息地	➤ 砂利採取場跡地の農地への復元

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
セクターの多様性（P I） 資源強度・廃棄物（N I）	➤ 新しい事業への取り組み （ユニ建材：コンクリートがら等からの再生骨材の製造） （グラベル：解体業への新規参入の検討）

・上記を踏まえ、当社との対話によりポジティブ・インパクトとして「教育」「雇用」「セクターの多様性」「インフラ」を、ネガティブ・インパクトとして「自然災害」「健康および安全性」「社会的保護」「年齢差別」「気候の安定性」「水域」「大気」「土壌」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」について、インパクトを特定した。

・なお、UNEP FI のツールにより抽出されたインパクトのグラベルの事業に関連性が薄いこと等により特定しなかったインパクトは以下のとおりである。



■ 特定しないインパクトとその理由

特定しないインパクト	特定しない理由
紛争、現代奴隷、水、文化と伝統、法の支配 (全て N I)	➤ グラベル及び当社グループの事業との関連性は低いためインパクトとして特定は行わない。
児童労働 (N I)	➤ グラベル及び当社グループは労働基準法に定める年少者の雇用、採用は行っていないためインパクトとして特定は行わない。
賃金 (P I 及び N I)	➤ グラベル及び当社グループの賃金水準は同業他社の水準より高いこと、現役世代についても 2024 年 4 月より、当社独自に子ども手当金（毎月 15,000 円）の支給を開始するなど、一定の賃上げを実施していることから、既に十分な対応が取られていると認められるため、「賃金」としてはインパクトとして特定はしない。
ジェンダー平等 (N I)	➤ グラベル及び当社グループでは採用・求人活動としては男女の別なく採用活動を行っているため、インパクトとしては特定しない。
民族・人種平等 (N I)	➤ グラベルおよび当社グループでは採取場の開発にあたり、砂利採取法の規定に基づき行政の許可を得た上で実施しているため、インパクトとしては特定しない。
零細・中小企業の繁栄 (N I)	➤ 当社の事業に関して大企業の関与は見られないことから、インパクトとしての特定は行わない。

#### 4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性


グラベルは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。  
 なお設定した KPI のうち目標年に達したものについては再度の目標設定等を検討する。

##### 【ポジティブ・インパクト】


<b>特定したインパクト</b>	<b>【インフラ】</b>		
<b>取り組み内容（インパクト内容）</b>	継続的な採取地の開発と作業効率向上による道路・建物等のインフラ施設の建設に寄与する骨材の安定生産		
<b>KPI</b>	<p>● <b>2027 年度までに砂・砂利生産量 40 万m<sup>3</sup>の達成（*）</b>  <b>（2024 年 3 月期生産実績 35.8 万m<sup>3</sup>）</b>  <b>（グループ共通）</b></p> <p>* 具体的には、（有）ユニ建材の運営する「プラント設備」から産出される製品の生産高</p>		
<b>KPI 達成に向けた取り組み</b>	➤ 継続して「採取場」を発し、事業実施することによる安定的な供給体制の整備。		
<b>貢献する SDGs ターゲット</b>	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	

<b>特定したインパクト</b>	<b>【教育】【雇用】</b>		
<b>取組内容（インパクト内容）</b>	従業員に事業の継続に必要な資格取得を推奨し、支援を行うことにより人材の育成を図る。		
<b>KPI</b>	<p>● <b>従業員の資格取得支援し、事業に必要な資格取得者を増加。</b>  <b>（グループ共通）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>砂利取得業務主任者 2024 年 6 月時点 18 名</b>                  → <b>2030 年度 20 名</b></p> <p style="text-align: center;"><b>車両系建設機械運転技能者</b>  <b>2024 年 6 月時点 29 名</b></p>		




	→ 2025 年度 34 名	
<b>KPI 達成に向けた取り組み</b>	▶ 当社の事業活動に必須である「特定機械」「車両系建設機械」の操作に必要な資格・技能講習を従業員が取得するにあたっては、それを奨励し、資格取得費用の負担等を当社にて行う。	
<b>貢献する SDGs ターゲット</b>	4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	


**【ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトの両方】**

<b>特定したインパクト</b>	<b>【雇用 (PI)】 【年齢差別 (NI)】</b>	
<b>取り組み内容 (インパクト内容)</b>	雇用環境を充実させることにより中高年齢層を中心に地域での雇用を確保する。	
<b>KPI</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域での雇用機会の提供として継続的に毎年 1 名程度の新規雇用を行う。 (グループ共通)</li> <li>● 高齢者にも配慮した環境整備に取り組み、高齢者にとって働きやすい環境を整えていくことにより、定年後の再雇用率 100%を維持する。 (グループ共通)</li> </ul>	
<b>KPI 達成に向けた取り組み</b>	▶ 65 歳以上の高齢者雇用も多いことから、高齢者の健康・安全管理生活設計に配慮した社内設備や人事管理体制の見直しの検討を行い、高齢者にとっても働きやすい環境整備を行っていく。 ▶ まず、健康管理面での施設や管理の見直し、及び安全衛生についての IC 重機等の導入等、労働安全に寄与する設備投資を進めていく。	
<b>貢献する SDGs ターゲット</b>	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

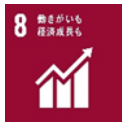

<b>特定したインパクト</b>	<b>「セクターの多様性(PI)」「資源強度(NI)」「廃棄物(NI)」</b>
<b>取り組み内容 (インパクト内容)</b>	・「コンクリートがら」等の建設廃棄物から「再生骨材」再利用の取り組みを増加させる。
<b>KPI</b>	● 2027 年度までにかれき類の受入及び再生量を 5,100 t とする。 (工ニ建材)


KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当社グループとして、現製品の安定供給を維持しつつ、現状の天然砂・砂利にかわる再生骨材への取り組みができる体制を整えていく方針である。</li> <li>➢ 現在、既に新規の事業に必要な設備投資・許認可は取得済みであり、事業は開始済み。今後は既存事業の状況も踏まえ、材料となるコンクリートからの調達を拡大し、新規事業を拡大していく。</li> <li>➢ グラベルにおいて、上記資材の調達の多様化の一環として解体事業への参入を検討している。</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	


【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	【健康および安全性】		
取り組み内容（インパクト内容）	労働安全管理体制を拡充し、労働災害の発生を防止する。 (グループ共通)		
KPI	● <b>労働災害発生 0 を継続する。</b>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 採石業は潜在的に労災発生可能性の高い業種である。当社グループでもリスクアセスメントに基づく危険箇所毎の対策ルールの設定や、KY 活動、ヒヤリハット運動、5 S 活動の取り組みを導入し、労働災害発生の防止にむけた組織的な管理体制を行っていく。</li> <li>➢ 重機に IC タグ装着した重機の導入を進める</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	

特定したインパクト	「健康および安全性」		
取り組み内容（インパクト内容）	幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上		
KPI	● <b>従業員意識調査を導入し、従業員の意識を経営にも反映させ、従業員の幸福度の向上への取り組みを開始する。</b> (2024 年度中に第 1 回調査を行い、その結果を踏まえ、改善の取り組みを開始する)		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 定期的に「従業員サーベイ」を実施し、その結果を経営陣と従業員が対話の上、社員にとって満足度の高い、働き甲斐のある企業を目指す。		

貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する	

特定したインパクト	「気候の安定性」		
取り組み内容（インパクト内容）	CO2 排出量や使用エネルギーの削減等環境負荷の低減		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の重機を省エネタイプのものに年間 5 台代替する。 (グループ共通 5 台)</li> <li>● 当社グループの重機の排出する CO2 の排出量を把握し、稼働時間対比での排出量が前年を上回らないこととする。 (直近 1 年間の平均の数値 (*)) ユニ建材 0.043、グラベル 0.037) * 稼働時間 1 時間あたりの CO2 排出量 (トン) の数値</li> </ul>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 既存設備（重機）等の省エネタイプへの代替の促進を行うとともに専用のシステムにて稼働状況、エネルギー使用状況、CO2 排出量を管理できる体制を整える。</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	11.6	2030 年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	

特定したインパクト	「土壌」「生物種」「生息地」		
取り組み内容（インパクト内容）	砂利採取地跡地の農地への復元（グラベル）		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年間 10 万㎡の採取場跡地の農地への復元を行う。 (グラベル)</li> </ul>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当社グループの採取場跡地について農家の実情、希望等を踏まえながら自然土類により農地（田・畑等の耕作地）への復元を着実にやっていく。</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	

なお、「自然災害」への取り組みは、インパクトとして特定しているものの、既に地元行政との地域災害復協定を締結済み、また BCP 計画も策定済みであるため、「社会的保護」に関する取り組みに対しては既に独自の子育て支援の手当は支給済みであること、その他高齢、障害、遺族、に対する給付は労災保険、雇用保険、厚生年金保険等国の制度による保障体制が整備されているため、[水域]への取り組みは、既に洗浄水について貯水池、沈殿池の循環による自然浄水の体制が整備・運用されているため、「大気」への取り組みについては購入する重機の NOx・PM 対策は国の規制に基づく、重機の購入であるため、KPI は設定していない。

## 5.サステナビリティ管理体制

グラベルでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、戸澤社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、戸澤社長を最高責任者とし、佐々木氏をプロジェクト・リーダーとして、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	戸澤 幸子
(プロジェクト・リーダー)		佐々木一武
(事務局)		佐々木一武

## 6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、グラベルと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、グラベルと協議して再設定を検討する。

## 7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。グラベルは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岩本 任史

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190